

久保敬元校長の文書訓告取り消しを求める応援団との協議等議事録（要旨）

教育委員会事務局

- 1 日 時 令和5年4月18日（火曜日）午後5時00分～午後7時00分
- 2 場 所 市役所本庁舎 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 久保敬元校長の文書訓告取り消しを求める応援団
- 4 協議等の趣旨 大阪市立小学校元校長久保さんの文書訓告取り消し求める要望について
- 5 出 席 者
（団体側） 代表 他 22 名
（本 市） 教育委員会事務局 3 名

6 議 事

（1）要望書の受け取りから回答までの経過について（項目番号①）

団体要望概要

- ・ 2月21日に要望書を提出してからの経過について教えて欲しい。
- ・ 回答書を見ても、文書訓告とすることに対しどこがどのように適正であると判断したのかの説明がないので、本当に適正な判断が行われているのかが市民の立場からは分からない。（意見のみ）
- ・ 3月14日に教育委員会会議あったと思うが議題になったのか。また、議題にない場合は報告したのか。

本市説明概要

- ・ 教育委員会事務局総務部総務課から教務部教職員人事担当あての回答依頼があり、教職員人事担当において同24日に回答案を起案し、27日に教職員服務監察担当課長の決裁を経て同日付で総務課へ回答。総務課において、同月28日に回答案を起案し、翌3月2日に教育次長の決裁を経て3月20日付で文書回答している。
- ・ 3月14日教育委員会会議では本件に関わる議題はあがっていない。

（2）令和4年1月24日の要望及び文書訓告の決定について（項目番号①）

団体要望概要

- ・ 久保元校長が令和4年1月24日に教育委員会事務局に提出した、文書訓告取り消しを求める要望に対する回答がないのはなぜか。
- ・ 文書訓告に対する市民からの肯定的な意見・要望が教育委員会にはどれほど寄せられ

たのか。

- ・逆に文書訓告という措置に対し否定的な意見も多く寄せられていたと思うがどう受け止めているのか。
- ・市民や団体からの意見に対し、プロセスや根拠を何も示さず「適切に対応する」という応答を繰り返すのは、教育行政への信頼を失墜させることになるのではないか。(意見のみ)

本市説明概要

- ・文書訓告の法的性質を踏まえ、要望に対し回答や対応をしなければならない法的義務は発生しないという判断により、教育委員会事務局内で供覧手続を行った。
- ・件数は把握していないが電話等により同意するような意見はあった。
- ・ご意見として受け止め供覧手続きをしている。

(3) 文書訓告の決定について (項目番号①)

団体要望概要

- ・文書訓告という行政措置の決定については、教育委員会会議では報告のみで終わっており、会議の中で質疑ややり取りが行われていないのはなぜか。
- ・文書訓告の決定は教育長専決で行い教育委員会会議には報告しているにも関わらず、取り消しを求める要望に対する回答は教育長や教育委員会会議の判断なく教育次長専決で回答している。教育委員からなぜ報告しないのかと言われるのではないか。(意見のみ)

本市回答概要

- ・文書訓告という行政措置は、教育長の専決で決定している事項であり、本来は教育委員会会議に諮るものではないが、今回の件の社会的影響を含め、報告事項ということで教育委員会会議において報告を行った。

(4) 文書訓告の内容について (項目番号①)

団体要望概要

- ・文書訓告の内容が理解できない。提言書の内容を勝手に曲解し事実と異なるという認識なので、理解できるように説明してほしい。
- ・久保元校長は市民の声に意見を出したり、それでもだめだから提言書という形で市長と教育長に文書を送るという適切なプロセスで意思を表明している。ただ意見を言っただけで、なぜそれが信用を失墜させているとか、内容が事実無根であるかのように言われ、文書訓告となるのか。(意見のみ)
- ・教育行政のあり方について批判をしている部分について、意見を言ったこと自体が処分理由ではないということだが、教育委員会会議の議事録を見ると、決められた方針を徹底しなくてはいけないということで論議が進められ、実態としては批判をしたことに対して処分したという形になっている。
- ・世界の教育学者も久保元校長の意見を肯定している。この状況の中、大阪市は教育行

政に対する信用を担保するために、今回の件について納得のいく回答をするか、当時の判断は間違っていたとして撤回するという英断をしてほしい。今の応答を続ける限りはどんどん信頼を損ねていく。(意見のみ)

本市説明概要

- 提言書の内容は、教育委員会の通知等に係る決定過程や他校の状況を斟酌することなく独自の意見を述べたものであり、そういった本市の学校現場がそうだと断じることが、緊急事態宣言中の学校園に関する通知に基づき尽力する関係職員らの努力をないがしろにしたものであると判断した。
- 意見を表明したことを処分理由にはしていない。その内容を拡散させたことを理由としている。